官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○電気事業法施行令の一部を改正する政令（三二八）　二
○船員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三二九）　二
○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（三三〇）　二
〔法規的告示〕
○郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（金融庁・総務一）　二
○こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（こども家庭庁・厚生労働六）　三
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二四六）　三
○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（同二四七）　三
○漁ろう操船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示（国土交通八八六）　三
○船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条第四項第二号ロの科目を指定する件（同八八七）　五
○船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示（同八八八）　五
○航海当直基準の一部を改正する告示（同八八九）　五
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三一〇）　六
○石川県の一部の地域における関税に関する申請期限等を延長する期日を定める件（財務一五一）　六
○登録有形文化財の登録を抹消する件（文部科学八七）　六
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一四一七）　六
○道路に関する件（東北地方整備局七一）　八
○都市公園の供用を開始する件（北陸地方整備局五二）　八
○道路に関する件（中部地方整備局八六、八七）　八
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（九州地方整備局一一〇）　八
○道路に関する件（同一一一）　八
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所　九
〔叙位・叙勲〕　三
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕
官庁事項
労働安全衛生法第二十八条第一項の規定に基づく技術上の指針に関する公示（厚生労働省）　五
法　務
公証人任免（法務省）　六
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（和歌山労働局最低賃金公示一）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配九九）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻し、金融商品取引業者営業保証金取戻し、財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、公示送達、建築士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇電気事業法施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十八号）（経済産業省）

1　電気工作物から除かれる工作物に関する規定の整備

装備移転船舶に設置される工作物の一部を電気工作物から除外する。（第一条関係）

2　施行期日

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇船員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百二十九号）（国土交通省）

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（政令第三百三十号）（環境省）

1　環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市に、熊本市を追加する。（第十一条関係）

2　この政令は、令和七年十月一日から施行する。（附則関係）

政令

電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年九月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十八号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「又は」を「、装備移転船舶（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百九条第一項に規定する装備移転船舶をいう。以下この号において同じ。）又は」に、「及び」を「、装備移転船舶及び」に改める。

附　則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年九月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十九号

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

船員法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年九月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「及び福岡市」を「、福岡市及び熊本市」に改める。

附　則

この政令は、令和七年十月一日から施行する。

環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

法規的告示

○金融庁告示第一号
総務省

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八条第一号の規定に基づき、平成十九年金融庁総務省告示第一号（郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年九月二十四日から施行する。

令和七年九月十九日

金融庁長官　伊藤　豊
総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
十二　山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村の区域	十二　山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村及び北都留郡丹波山村の区域
［十三～二十二　略］	［十三～二十二　同上］
二十三　鹿児島県鹿児島郡三島村、同郡十島村、大島郡大和村及び同郡宇検村の区域	二十三　鹿児島県鹿児島郡三島村、同郡十島村及び大島郡大和村の区域
二十四　沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村及び八重山郡竹富町の区域	二十四　沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村及び八重山郡竹富町の区域
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○こども家庭庁
厚生労働省告示第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号イの規定に基づき、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月十九日

こども家庭庁長官　渡辺由美子
厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　令第四十四条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 イ　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数 (1)・(2)　（略） (3)　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）　次の㈠から㈣までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈣までに掲げる単位数 ㈠・㈡　（略） ㈢　介護給付費等単位数表の第６の１の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の１の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の１の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の２の１の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の１の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の１の就労継続支援Ａ型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の１の就労継続支援Ｂ型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（㈣に掲げる者を除く。）　次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数 ａ～ｅ　（略）	一　（略） 二　令第四十四条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。 イ　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数 (1)・(2)　（略） (3)　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）　次の㈠から㈣までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠から㈣までに掲げる単位数 ㈠・㈡　（略） ㈢　介護給付費等単位数表の第６の１の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の１の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の１の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の１の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の１の就労継続支援Ａ型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の１の就労継続支援Ｂ型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（㈣に掲げる者を除く。）　次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数 ａ～ｅ　（略）
㈣　（略）	㈣　（略）
(4)～(9)　（略）	(4)～(9)　（略）
ロ～ニ　（略）	ロ～ニ　（略）

○厚生労働省告示第二百四十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～百三十七　（略）	一～百三十七　（略）
百三十八　ゾンゲルチニブ及びその製剤	（新設）
百三十九～百四十六　（略）	百三十八～百四十五　（略）
百四十七　タレトレクチニブ、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百四十八～二百二十九　（略）	百四十六～二百二十七　（略）
二百三十　ボラシデニブ、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
二百三十一～二百五十六　（略）	二百二十八～二百五十三　（略）
二百五十七　ルテチウムビピボチドテトラキセタン(^{177}Lu)及びその製剤	（新設）
二百五十八～二百八十二　（略）	二百五十四～二百七十八　（略）

○厚生労働省告示第二百四十七号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和六年厚生労働省告示第百九十六号）を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

別表中りん酸トリフェニルの項を加える改正規定を削る。

○国土交通省告示第八百八十六号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第六十五条の十第二号、第四号及び第五号の規定に基づき、漁ろう操船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示を次のように定め、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。

令和七年九月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

漁ろう操船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示

1　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「規則」という。）第六十五条の十第二号の告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法の基準は別表第一のとおりとする。

2　規則第六十五条の十第四号の告示で定める基準は別表第二のとおりとする。

3　規則第六十五条の十第五号の告示で定める基準は別表第三のとおりとする。

別表第一　漁ろう操船講習の内容の基準等

一　講習の内容の基準

㈠　特定漁船又はこれに類する船舶（以下「特定漁船等」という。）における乗船履歴（船長・航海士として乗り組んだ履歴に限る。㈡において同じ。）を有する者及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校若しくは大学であって水産に関する学科を置くもの又は独立行政法人水産大学校若しくは国立研究開発法人水産研究・教育機構において規則第六十条の八の七で定める知識及び能力を有するものとして国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業した者（㈡において「水産高校等卒業者」という。）に対する講習

必要履修科目	履修方法	時間数
1　海難防止 一　漁船における最近の海難の傾向 二　漁船における海難の防止対策 2　作業の安全 一　漁ろう設備を使用した漁船の操船 二　当直 三　漁ろう設備の使用及び漁獲物の取扱いが復原性に及ぼす影響 3　漁船に関する国際条約及び国内法令 一　船員関係 二　船舶関係 三　海洋環境関係 四　漁業関係 4　漁船員条約資格証明書発行手続きの解説	講義、視聴覚教材の映示及び試験	三十分程度
計		

㈡　特定漁船等における乗船履歴を有さない者及び水産高校等卒業者以外の者に対する講習

必要履修科目	履修方法	時間数
1　海難防止 一　漁船における海難の傾向 二　漁船における海難の防止対策 2　作業の安全 一　漁ろう設備を使用した漁船の操船 二　当直 三　漁ろう設備の使用及び漁獲物の取扱いが復原性に及ぼす影響 3　漁船に関する国際条約及び国内法令 一　船員関係 二　船舶関係 三　海洋環境関係 四　漁業関係 4　漁船員条約資格証明書発行手続きの解説	講義、視聴覚教材の映示及び試験	二百四十分以上
計		二百四十分以上

二　講習の方法の基準

1　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて講習を行うものであること。

2　㈠の講習における講義は十五分程度、視聴覚教材の映示は十分程度、試験は五分程度を目安とするものであること。

3　㈡の講習における講義は二時間程度、視聴覚教材の映示は二時間程度、試験は五分程度を目安とするものであること。

4　静穏な環境を備え、講義及び試験を行うのに十分な広さと机などの適切な設備を有した講義室又はこれと同等の環境及び設備を確保して行うものであること。

5　視聴覚教材、映写幕等講義に必要な施設及び設備を適切な方法により使用するものであること。

6　学科による修了試験その他適当と認められる方法による修得状況の審査を行うものであること。

7　その他適当と認められる方法により行うものであること。

別表第二　研修の内容の基準

1　漁ろう操船講習管理者の研修

一　管理者として漁ろう操船講習の運営の管理に必要な知識及び能力を修得させるのに適した内容のものであること。

ロ　研修科目及び時間数は、次のとおりとする。

(1)	管理者としての心構え	○．五時間以上
(2)	船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令	○．五時間以上
(3)	漁ろう操船講習実施要領等	一時間以上
(4)	漁ろう操船講習の概要等	○．五時間以上

ハ　研修の講師は、漁ろう操船講習管理者の研修を行うのに十分な知識及び能力並びに経験を有すると認められる者であること。

二　漁ろう操船講習講師の研修

イ　講師として漁ろう操船講習の教育に必要な知識及び能力並びに教育指導要領を修得させるのに適したものであること。

ロ　研修は、新たに講師になろうとする者に対するもの及び講師になった後三年毎に受講させるもの（ハ(4)において「再研修」という。）を行うものであること。

ハ　研修科目及び時間数は、それぞれ次のとおりとする。

(1)	講師としての心構え	○．五時間以上
(2)	船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令	○．五時間以上
(3)	漁ろう操船講習指導要領	○．五時間以上
(4)	講義要領	二．○時間以上（再研修にあっては一時間以上）

(i)　漁船における海難の防止

(ii)　漁船における作業の安全

(iii)　漁船に関する国際条約及び国内法令

ニ　研修の講師は、漁ろう操船講習講師の研修を行うのに十分な知識及び能力並びに経験を有すると認められる者であること。

2　適当と認められた研修実施規程により、研修を行うものであること。

3　研修をすべて修了した者に対してのみ受講証明書を発行するものであること。

4　その他必要と認められる内容により行われるものであること。

別表第三　教科書の内容の基準

1　漁船員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力並びに不足する知識及び経験を習得させるのに適した教本及び視聴覚教材であると認められるものであること。

2　教本は、漁ろう操船講習の必要履修科目の履修に必要な内容を含むものであること。

3　視聴覚教材は、主として次の観点についてまとめられているものであること。

一　漁船における海難の傾向及び防止対策

二　漁船における作業の安全

三　漁船に関する国際条約及び国内法令

4　その他適当と認められる内容のものであること。

○国土交通省告示第八百八十七号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、及び船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十八条第四項第二号ロに基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条第四項第二号ロの科目を指定する件を次のように定め、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。

令和七年九月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条第四項第二号ロの科目を指定する件

船員法等の一部を改正する法律による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条第四項第二号ロに規定する漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力のうち、漁ろう設備の使用が船舶の航行の安全に影響を及ぼす場合があることを考慮して操船することその他の漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものを習得することができるものとして国土交通大臣の指定する科目は、次に掲げる科目とする。

一　漁船の概要（漁ろう設備の使用及び漁獲物の取扱いに関する内容を含むものとする。）

二　船舶の運用（漁船における海難防止、漁ろう設備を使用した操船、当直及び復原性に関する内容を含むものとする。）

三　漁船に関する国際条約及び国内法令（船員、船舶、海洋環境及び漁業に関する内容を含むものとする。）

○国土交通省告示第八百八十八号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第七十条の五において準用する第四条の九第二号及び同則第百四十七条第三項の規定に基づき、船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和七年九月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示（ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部改正）

第一条　ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。

本文中「第65条の2」の下に「及び第65条の7第1項」を、「第65条の6」の下に「及び第65条の8」を加える。

海技免許申請書（第2号様式）(9)ロの次に次を加える。

ハ　総トン数5トン以上の船舶における船舶職員履歴を表示する欄　海技士（航海）の資格に係る免許申請をする者であって、当該船舶における船舶職員としての乗船履歴を1年以上（船長又は航海士として6月以上漁ろうに従事した船舶における乗船履歴を含む。）有する者は、「1年以上」のチェック欄に「×」を記載すること。

「締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）」を、「船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）」に改める。

船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）中、「法第23条第1項」を「法第22条の2第1項」に、「締約国資格受有者承認申請書」を「船員条約締約国資格受有者承認申請書」に、「受有締約国資格証明書欄」を「受有船員条約締約国資格証明書欄」に、「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改める。

船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）⑳の次に次を加える。

漁船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式の2）

船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（承認証）訂正申請書、承認証再交付申請書（第15号様式）の記載方法⑴から⑳の例により記載すること。この場合において、「法第22条の2第1項」は「法第22条の3第1項」と、「船員条約締約国資格受有者承認申請書」は「漁船員条約締約国資格受有者承認申請書」と、「受有船員条約締約国資格証明書欄」は「受有漁船員条約締約国資格証明書欄」と、「船員条約締約国資格証明書」は「漁船員条約締約国資格証明書」と読み替える。

（登録特定漁船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示の一部改正）

第二条　登録特定漁船講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示（令和二年国土交通省告示第五百一号）の一部を次のように改正する。

題名中「登録特定漁船講習」を「登録特定小型漁船講習」に改める。

「特定漁船」を「特定小型漁船」に、「特定漁船等」を「特定小型漁船等」に、「登録特定漁船講習管理者」を「登録特定小型漁船講習管理者」に、「登録特定漁船講習」を「登録特定小型漁船講習」に、「特定漁船講習講師」を「特定小型漁船講習講師」に改める。

附　則

この告示は、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○国土交通省告示第八百八十九号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の五の規定に基づき、航海当直基準（平成八年運輸省告示第七百四号）の一部を次のように改正し、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
Ⅰ　総則	Ⅰ　総則
1　この告示は、千九百九十五年に改正された千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約及び千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の規定に準拠して、航行中の当直及び停泊中の当直（以下「航海当直」という。）を実施するときに遵守すべき基本原則を定めるものとする。	1　この告示は、千九百九十五年に改正された千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の規定に準拠して、航行中の当直及び停泊中の当直（以下「航海当直」という。）を実施するときに遵守すべき基本原則を定めるものとする。
2　（略）	2　（略）
Ⅱ　航行中の当直基準	Ⅱ　航行中の当直基準
1　甲板部における当直基準	1　甲板部における当直基準
(1)　一般原則	(1)　一般原則
一・二　（略）	一・二　（略）
三　漁船に乗り組んで甲板部の当直を行う職員は、二(一)から(八)までに掲げるところによるほか、次に掲げる事項を十分に考慮して当直を維持すること。	（新設）
(一)　漁ろうに従事する他の船舶及びその漁具並びに航行中の速度で漁具を船外に出した状態での停止距離及び旋回圏の直径その他の自船の操縦特性	
(二)　甲板上の乗組員の安全	

(三)　操業、漁獲物の取扱い及び積付け並びに異常な気象及び海象の条件に起因する例外的な力によつて生じる復原性及び乾舷

(四)　安全水域（海洋法に関する国際連合条約第六十条４（同条約第八十条において準用する場合を含む。）に規定する安全水域をいう。）に留意した、海洋構築物への接近

(五)　難破物その他漁具に危険を及ぼすおそれのある水中障害物

(2)～(4)　（略）

(5)　漁船に乗り組んで甲板部の当直を行う職員は、漁獲物の積付けに当たつては、仕向港への航海中常に十分な乾舷及び復原性並びに水密性を確保するため必要な事項に注意を払うこと。この場合において、燃料及び食糧の消費、悪天候の危険性並びに特に冬期における着氷が生じやすい水域での甲板の露出面への着氷の危険性を考慮すること。

2　機関部における当直基準

(1)　（略）

(2)　当直の引き継ぎに関する基準

一　（略）

二　当直の引継ぎを受ける職員は、引継ぎを受ける前に、機関室内の装置の安全な操作に関する一般的及び特定の条件に留意するほか、引継ぎに際し、次の事項を確認すること。

㈠～㈥　（略）

(3)　（略）

(4)　漁船に乗り組んで機関部の当直を行う職員は、漁獲物の積込み又は陸揚げに必要な装置及びバラストその他船舶の復原性を確保するための制御装置に関する追加の要件に係る甲板部職員の要求について認識していること。

3　無線部における当直基準

（略）

Ⅲ　停泊中の当直基準

1～4　（略）

(2)～(4)　（略）

（新設）

2　機関部における当直基準

(1)　（略）

(2)　当直の引き継ぎに関する基準

一　（略）

二　当直の引継ぎを受ける職員は、引継ぎに際し、次の事項を確認すること。

㈠～㈥　（略）

(3)　（略）

（新設）

3　無線部における当直基準

（略）

Ⅲ　停泊中の当直基準

1～4　（略）

その他告示

○総務省告示第三百二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十九日

総務大臣　村上誠一郎

一　名称　パシフィック・パートナーシップ2025参加部隊

二　国外派遣期間　令和七年九月二十一日から令和七年十月四日まで

三　派遣人数（概数）　二十人程度

四　派遣地域　パラオ共和国

○財務省告示第二百五十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条の四第一項の規定に基づき、石川県の一部の地域における関税に関する申請期限等を延長する件（令和六年財務省告示第二百六十九号）において別途財務省告示で定めることとされている期日は、令和七年十月三十一日とする。

令和七年九月十九日

財務大臣　加藤　勝信

○文部科学省告示第八十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、令和七年九月十九日付けをもつて次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示	所在地
旧御所水道ポンプ室	令和二年文部科学省告示第四十八号	京都府京都市山科区日ノ岡夷谷町一七―五他

○農林水産省告示第千四百十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年九月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Cannabis sativa L.	FINOLA2	James Clayton Callaway Kuntokuja 6A4, FI-70200 KUOPIO,Finland	第38035号 令和７年５月15日
Dianthus caryophyllus L.	Bresk179	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	第38025号 令和７年５月12日
〃	Bresm74	〃	第38026号 令和７年５月12日

〃	Bre20FB009	〃	第38027号 令和７年５月12日
〃	Bresl627	〃	第38028号 令和７年５月12日
〃	NATirea	SB TALEE DE COLOMBIA SAS Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia	第38031号 令和７年５月12日
〃	NATasor	〃	第38032号 令和７年５月12日
Gossypium hirsutum L.	天使の贈り物	株式会社アバンティ 東京都新宿区大京町31番地　二宮ビル４Ｆ	第37980号 令和７年４月９日
Hydrangea L.	いろはちおり	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	第37988号 令和７年４月24日
〃	BAIful	Bailey Nurseries, Inc. 1325 Bailey Road Newport, Minnesota, USA	第38076号 令和７年６月10日
〃	LC NO21	Alex Schoemaker Living Creations Holding B.V. Rijneveld 37, 2771XX Boskoop, The Netherlands	第38091号 令和７年６月20日
Lomandra Labill.	KM-MG24	Jennifer Dixson Miner 1790 Ornellaia Way, Reno, NV 89521-3099, USA Keith Andrew Miner 1790 Ornellaia Way, Reno, NV 89521-3099, USA	第38090号 令和７年６月20日
Oncidium Group	ホワイトゴールド	CHANG, CHAO YEN No.39, Youchedian, Dalin Township, Chiayi County 622010, Taiwan	第37920号 令和７年３月10日
Oryza sativa L.	はなといろ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 茨城県つくば市大わし１番地１	第38096号 令和７年６月27日
Paulownia Sieb. et Zucc.	聖	株式会社SANSEI 京都府亀岡市篠町野条イカノ辻北30―１	第37923号 令和７年３月11日
Solanum lycopersicum L.	Toada	Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B.V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	第38034号 令和７年５月14日
Vicia faba L.	SAKFAV001	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38093号 令和７年６月23日
Zamioculcas zamiifolia (Lodd.) Engl.	Chameleon	Costa Farms LLC 21800 Southwest 162nd Avenue, Miami, Florida 33170, USA	第37881号 令和７年２月18日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Hydrangea L.	いろはちおり	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	第37988号 令和７年４月24日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
〃	LC NO21	Alex Schoemaker Living Creations Holding B.V. Rijneveld 37, 2771XX Boskoop, The Netherlands	第38091号 令和７年６月20日	〃	〃

Lomandra Labill.	KM-MG24	Jennifer Dixson Miner 1790 Ornellaia Way, Reno, NV 89521-3099, USA Keith Andrew Miner 1790 Ornellaia Way, Reno, NV 89521-3099, USA	第38090号 令和７年６月20日	〃	〃
Oryza sativa L.	はないろ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 茨城県つくば市大わし１番地１	第38096号 令和７年６月27日	〃	〃
Paulownia Sieb. et Zucc.	聖（ひじり）	株式会社SANSEI 京都府亀岡市篠町野条イカノ辻北30―１	第37923号 令和７年３月11日	〃	〃
Vicia faba L.	SAKFAV001	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38093号 令和７年６月23日	〃	〃

○東北地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十九日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
山形県東置賜郡高畠町大字福沢字海道西草刈八二一番から同町大字石岡字東千代田二三番一まで	前	一三・〇一メートル～一六・〇八メートル
	後	一三・八〇メートル～一二八・五七メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十二号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

名称　国営越後丘陵公園

位置　新潟県長岡市親沢町及び深沢町

区域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省北陸地方整備局に閲覧所を設け、令和七年九月十九日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　令和七年九月二十七日

○中部地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十九日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
裾野市御宿字上アライ一一三〇番一から同市御宿字小鍋沢上一一二番一まで	前	四二・六七メートル～五〇・九〇メートル
	後	四三・八三メートル～四七・七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十九日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百四十六号　裾野市御宿字上アライ一一三〇番一から同市御宿字小鍋沢上一一二番一まで　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十九日十五時

○九州地方整備局告示第百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成二十一年九州地方整備局告示第十五号の一部を次のように改正する。

令和七年九月十九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

別表の指定番号二の項指定をした日欄中「令和二年九月一日」を「令和七年九月一日」に、指定の有効期間欄中「令和二年九月一日から五年間」を「令和七年九月一日から五年間」に改める。

○九州地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十号　宇佐市大字山本字宮ケ谷一七八二番一から同市大字山本字下堂山姥ケ谷一八二一番一まで　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月二十日

人事異動

内閣

国務大臣
内閣府特命担当大臣城内実帰朝につき内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を免ずる（九月十七日）
武藤　容治

法務省

法制審議会委員に任命する（九月十四日）
酒巻　匡
山野目章夫

法制審議会委員に任命する
大村　敦志

法制審議会委員を免ずる（以上九月十七日）
小田島靖人

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事
福岡高等裁判所判事に補する
福岡高等裁判所宮崎支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
宮崎簡易裁判所判事に補する
川崎　聡子

簡易裁判所判事兼判事
久留米簡易裁判所判事に補する
久留米簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
福岡地方裁判所判事に補する
福岡地方裁判所久留米支部勤務を命ずる
福岡地方裁判所久留米支部長を命ずる
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所久留米支部勤務を命ずる
福岡家庭裁判所久留米支部長を命ずる

福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事
平井健一郎

熊本地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて熊本家庭裁判所判事に補する
熊本簡易裁判所判事に補する（以上九月十二日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事西森政一は九月十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事森本幸治は九月十一日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙勲

梶原　守光　鈴木善太郎　森山　益吉

旭日小綬章を授ける（各通）

石渡　保宣　岡田　榮次　中野キシ子

旭日双光章を授ける（各通）

赤羽　一敏　池田　和雄　稲福　恭助
岡本　勇　小川　元一　加藤さよ子
川崎　辰夫　金城　勝英　小林　吉久
佐藤　武　島村　宜次　菅原　一郎
鈴木　邦彦　隅原　信行　芹澤　敏弘
高村　靖徳　武石　岩男　田上都喜雄
玉城　徳仁　中岡　憲三　中島　光夫
中村　一明　長嶋　利明　長野　稔
仁井　康富　畠中　純治　濱砂　幸徳
濱田　悍　平川　幹夫　福江　秀雄
冨士　一彦　藤田隆千代　船田繁俊
船曳　道代　本保　茂　三浦　秀夫
溝上　一盛　宮下富喜男　毛利　美勝
山本　訓男　横山　清一　吉岡　喜徳

旭日単光章を授ける（各通）

吉田喜和藏　渡邊　一文　渡邊比佐男

瑞宝小綬章を授ける（各通）

阿部　達　天池　ミヱ
渥美　博　宇佐美賢樹　大内　末男
石坂　滿　岡澤　宏　岡野　正志
太田　貞明　加藤　宏明　木下　幾雄
荻原　昌郎　佐々木滿　末政　定之
木下　錠児　大久雄一郎　花城　隆
武田　初男　三浦　彬　米川　洋
前川加代子

瑞宝双光章を授ける（各通）

相田　昇　青山　榮一　秋田谷昭治
秋葉　瓔子　秋本　道雄　浅田　進
阿佐美君代　安達　義雄　阿部　博行
阿部　吉一　荒巻　幸仁　有水　隆志
安藤　卓　飯田　毅　飯野　恒夫
井内　良彦　井川　宏　井口　孝行
池上　昌孝　池田外三夫　伊佐野　宥
石関　榮　石田　一秀　石本　辰夫
泉　良明　泉川　良永　礒井　進
板垣　教子　板場　長雄　市沢　玲子
井長　整次　泉　繁高　伊藤　亮三
稲垣　維晃　稲見　力　稲本　榮
井上　宗雄　猪上　好彦　今泉　正弘
今枝　孝行　岩田　和正　上田　裕康
上田　昌彦　植村　捨巳　打越　淳
内山　英治　江口　俊哉　江幡　勉
江原　幸男　大熊　武志　大倉　正夫
大澤　瞳　大島　康弘　太田　滋
大竹　光夫　大平　勉　大八木　茂
岡村　吉明　小川　功二　奥田　昭一
大澤　壯吉　小沢　博　小田　智之
小田桐正英　小野寺　寛　鍵谷　武
笠嶋　剛志　笠嶋　一郎　片田　俊雄
片見　治夫　勝間田喜輔　加藤　尚
香取　正光　兼山　宥二　鎌田　昭
神谷　淳　川浪　清徳　河原　敏子
神田橋　力　菅野　幹　木内　忠彦
菊池　敏夫　木須　昌明　喜多田博也
北原　健一　北谷　昇治　木村　浩
木村　譲　國門　勉　久保　行義
熊野　康男　栗田　忠弘　桑原　武志
神舘　克行　幸野　功　小坂　昭弘
小瀬川郷太郎　小橋　信一　小林　時久
小林　登　小林　文子　紺野　宏
後藤　義之　呉屋　盛光　齋藤　三男
坂田　勝則　佐々木久夫　眞澤　榮
山王　英明　鹿野　光正　篠崎　義夫
渋谷　武雄　島田　利　島津　康久
清水　豈明　志村　克行　下条　好一
東海林和衛　實光　恭典　陣内　輝義
杉山　博　須崎信一郎　鈴木　論
鈴木　茂　鈴木　武雄　鈴木　忠雄
鈴木　俊夫　鈴木　秀敏　鈴木　弘之
関　良夫　添谷　忠男　高木　正雄
高木　泰憲　高田　哲嗣　高野　栄介
高橋喜久雄　高橋　愼吾　高橋　利盛
高橋フサノ　高見　宏　竹下　忠孝
橘　宏明　田中　司朗　谷口　崇明
團野　旭　千葉　訓　千葉　喜雄
蔦谷　睦雄　土屋　道郎　寺島　睦博
出浦　晃彦　出口　隆一　徳田　篤郎
戸松　頼秋　友谷　敏彦　土井　忠義
中井　納生　中尾　久代　中岡　啓子
仲尾次清勇　中川　徳郎　中久木　修
仲座　盈助　中西　敬二　中野　久
中村　尚義　中村　正　中村　則夫
中元　直吉　長尾　敏晃　長尾　善美
永田　隆郎　永田　猛　長沼　清人
並木　豊吉　新井田滋雄　西　武喜
西　好信　西尾　英一　西島　三男
仁科　緑　丹羽　豊　野口　圖書
野月　幸雄　能登　文夫　野々村富藏
野俣　正樹　野村　定　葉狩　忠司
畑山　喜弘　花見　保雄　林原　幸雄
林　三省　樋口　克弘　日向　完
原口　曉　平林　榮七　深江　久枝
平岡　勇　福田　敏子　福原　健治
福嶋　敏朗　船田　黄　邊見　照夫
藤井　千代　細矢　俊康　堀田　克
細谷　辰雄　前井　繁　前田　清
本田　昭一　牧野　忠昭　牧原　勤
増田　泰広　枡田　義輝　松尾　隆
町田　重雄　松浦　進　松本美代次
松永　寛治　松永　孝　三竹　芳枝
三國　明　宮澤　匡治　宮城　一夫
宮澤　軌昭　宮本　武　宮田　澄子
宮田益次郎　室　重明　望月　明
三好　英昭　三好　昇　村上　信夫
本木　宏育　森井　輝男　茂籠　邦亮
八塚　健　矢部　哲二　山口　修弘
山崎　侑一　山下　裕之　山田　幸祐
山田　治生　山田　文博　山本　清男
山本　友章　山本　信克　吉岡　完
吉田　弘雄　米田　清司　米山　克正
力石　牧夫　若菜　正子　渡邊　邦雄
渡辺　槻美　和田　雅之

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）

浅井　信晴　川手喜久子　川原　健志
竹内　正美　多田　敏治　時任　勉
中谷　守　東　操　藤村　勲
松本　孝太　水口　吉雄　八坂　武雄
山崎　一男　横松　宏

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、長崎県において開催されているながさきピース文化祭二〇二五（第四十回国民文化祭及び第二十五回全国障害者芸術・文化祭）に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月十二日午前九時三十九分御出門、同県ご行幸啓、同月十四日午後九時三十七分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

労働安全衛生法第28条第１項の規定に基づく技術上の指針に関する公示

技術上の指針公示第27号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第１項の規定に基づき、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。

令和７年９月19日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　名称　化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件

２　趣旨　労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件（令和７年厚生労働省告示第247号）の適用に伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和５年４月27日付け技術上の指針公示第24号）について、所要の改正を行うものである。

３　適用日　公示の日から適用する。

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

法務

公証人任免

仙台法務局所属公証人鈴木陽一は願により公証人を免ぜられた。

鈴木桂子は公証人に任命され、仙台法務局所属公証人鈴木陽一の後任を命ぜられた。（以上九月八日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

和歌山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月19日

和歌山労働局長　中山　　始

第４号中「１時間980円」を「１時間1,045円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月１日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

東京都中央区日本橋人形町三丁目４番14号**株式会社生活クラブにかほ院内風力発電**の秋田県にかほ市院内字滝尻２番地29株式会社生活クラブにかほ院内風力発電にかほ院内風力発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年９月19日

秋田地方法務局本荘支局

有権者申出方

元当局所属公証人西浦久子の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年９月19日　　京都地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

相続権主張の催告

失踪宣告取消

除 権 決 定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

復 権 決 定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第８号
堺市北区長曽根町3035番地25
清算株式会社　株式会社アマミ
代表清算人　竹　　匠
１　決定年月日　令和７年９月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所堺支部

令和７年（ヒ）第９号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地56番４号
清算株式会社　菱栄石油株式会社
代表清算人　上野　益弘
１　決定年月日　令和７年９月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（ヒ）第１０号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地56番４号
清算株式会社　上野海運株式会社
代表清算人　上野　益弘
1　決定年月日　令和７年９月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第５号
山梨県南都留郡富士河口湖町河口1832番地
清算株式会社　ＦＨＫ株式会社
1　決定年月日　令和７年９月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所都留支部

令和６年（ヒ）第６号
山梨県富士吉田市上吉田１丁目６番18号
清算株式会社　ＦＦ株式会社
1　決定年月日　令和７年９月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所都留支部

令和６年（ヒ）第７号
山梨県富士吉田市上吉田１丁目６番18号
清算株式会社　株式会社Ｄ
1　決定年月日　令和７年９月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所都留支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３００６号
大阪府門真市脇田町32番22号
清算株式会社　株式会社ＭＳ
代表清算人　鈴木　正美
1　決定年月日　令和７年９月３日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
2　別紙協定債権者一覧（以下「別紙」という。）記載の協定債権者のうち、
ア）株式会社三井住友銀行は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
イ）清算株式会社は、株式会社コウナンに対して、本協定認可決定が確定した日から１か月以内に、金32,800,000円を弁済し、株式会社コウナンは、左の弁済を受けたときは、その余の協定債権全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
3　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額のうち別紙協定債権者一覧記載の債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。
この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日

札幌市白石区菊水元町五条三丁目五番一〇号

（甲）医療法人菊郷会

理事長　坂本　　尚

札幌市豊平区平岸七条十二丁目一番三九号

（乙）医療法人社団高台病院

理事長　坂本　　尚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十九日

青森県八戸市城下三丁目一五番三三号

（甲）株式会社北日本勤労開発

代表取締役　中村　　彰

青森県八戸市城下三丁目一五番三三号

（乙）有限会社リース八戸

代表取締役　中村　　彰

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日

埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目六番四号

（甲）特定非営利活動法人エール

理事　遠藤　隆一

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目六〇六番地

（乙）特定非営利活動法人チャイルドサポート

理事　遠藤めぐみ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十九日

東京都大田区蒲田本町一丁目二番五号

（甲）合同会社Ｓｅｅｄ・Ｆ

代表社員　深尾マリ子

東京都大田区蒲田本町一丁目二番五号

（乙）タキシード不動産有限会社

代表取締役　深尾マリ子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月三十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　三十二頁（号外第一五四号）

（乙）https://k.secure.freee.co.jp/companies/95837/announces

令和七年九月十九日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー二七階

（甲）エキサイト株式会社

代表取締役　西條　晋一

大阪府高槻市芥川町一丁目一三番一号ＯＭビル二階

（乙）株式会社ＮＡＰＢＩＺ

代表取締役　堀　　良知

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.raksul-factory.com/

（乙）https://www.a-linkservices.com/company/announce/

令和７年９月十九日

東京都江東区枝川一丁目一〇番二四号

（甲）株式会社ラクスルファクトリー

代表取締役　上村　太介

福井県鯖江市吉谷町第一六号五二番地一

（乙）株式会社エーリンクサービス

代表取締役　山本　禎久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://k.secure.freee.co.jp/companies/15202/announces

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月八日

掲載頁　八十八頁（号外第二〇二号）

令和七年九月十九日

東京都武蔵野市吉祥寺本町四―一三―一五中央マンション一〇一

（甲）株式会社ライトアップコーヒー

代表取締役　川野　優馬

東京都世田谷区代田二丁目二九番一二号二Ｆ

（乙）株式会社ＷＯＲＣ

代表取締役　川野　優馬

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十六日

掲載頁　一一〇頁（号外第一三二号）

令和七年九月十九日

東京都品川区上大崎二丁目二番三―二〇一号

（甲）株式会社チェインフォレスト

代表取締役　久保　孝徳

大阪府東大阪市長栄寺二―一二Ｔｓｕｎａｇａｒｕ ＢＬＤＧ五Ｆ

（乙）合同会社キンキプロパティ

代表社員　権藤　由枝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十二日

掲載頁　五十一頁（号外第一八二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十二日

掲載頁　五十一頁（号外第一八二号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十二日

掲載頁　五十一頁（号外第一八二号）

令和七年九月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目七番一一号

神谷町アネックス二号館

（甲）株式会社スカラビホールディングス

代表取締役　石田　幸博

東京都港区虎ノ門三丁目七番一一号

（乙）株式会社エード開発

代表取締役　石田　幸博

東京都港区虎ノ門三丁目七番一一号

虎ノ門三須ビル

（丙）スカラビジャパン株式会社

代表取締役　石田　幸博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十九日

掲載頁　九十三頁（号外第一七二号）

令和七年九月十九日

東京都目黒区上目黒二丁目一番一号

（甲）株式会社ＬＩＴＡＬＩＣＯ

代表取締役　長谷川敦弥

沖縄県浦添市城間一丁目三二番七号ハローヒル四Ｆ

（乙）プラスワンソリューションズ株式会社

代表取締役　長谷川敦弥

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、両者の株主総会の承認決議は令和七年九月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十九日

掲載頁　八十頁（号外第一七二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十九日

掲載頁　八十頁（号外第一七二号）

令和七年九月十九日

東京都目黒区上目黒二丁目一番一号

（甲）株式会社ＬＩＴＡＬＩＣＯパートナーズ

代表取締役　長谷川敦弥

東京都江戸川区船堀二―二一―八―〇〇二Ｆ

（乙）株式会社ＶＩＳＩＴ

代表取締役　保坂　広

合併公告

左記会社は合併して（一）は（二）乃至（一三七）の権利義務全部を承継して存続し、（二）乃至（一三七）は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（一）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十八日

掲載頁　七十四頁（号外第一八六号）

（二）乃至（八十三）

https://www.redbaron.co.jp/

（八十四）乃至（一三七）

計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月十九日

愛知県岡崎市藤川町字境松西一番地

（一）株式会社レッドバロン

代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

（二）オートセンター富士株式会社

代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

（三）レッドバロン和歌山株式会社

代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

（四）レッドバロン神奈川株式会社

代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

（五）レッドバロン大阪北株式会社

代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

（六）レッドバロン磐田株式会社

代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

（七）オートセンター大宮株式会社

代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

（八）レッドバロン東京大田株式会社

代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

（九）レッドバロン姫路株式会社

代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地

（十）オートセンター岡山株式会社

代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（十一）オートセンター岐阜株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（十二）オートセンター豊橋株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（十三）レッドバロン府中株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（十四）オートセンター千葉株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（十五）オートセンター神戸垂水株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（十六）オートセンター名古屋南株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（十七）オートセンター藤枝株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（十八）オートセンター博多株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（十九）オートセンター埼玉西株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（二十）レッドバロン徳島株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（二十一）オートセンター八高株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（二十二）レッドバロン知立株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（二十三）レッドバロン八幡株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（二十四）オートセンター久留米株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（二十五）オートセンター倉敷株式会社
代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（二十六）オートセンター新札幌株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（二十七）レッドバロン八事株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（二十八）レッドバロン仙台株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（二十九）オートセンター名古屋東株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（三十）オートセンター寝屋川株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（三十一）株式会社ウイル
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（三十二）オートセンター浦和株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（三十三）オートセンター豊田株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（三十四）オートセンター新潟株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（三十五）オートセンター大分株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（三十六）オートセンター長野株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（三十七）オートセンター八王子株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（三十八）オートセンター船橋株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（三十九）オートセンター高崎株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（四十）レッドバロン加古川株式会社
代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（四十一）レッドバロン福井株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（四十二）オートセンター長崎株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（四十三）レッドバロン守山株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（四十四）レッドバロン札幌株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（四十五）レッドバロン中川株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（四十六）オートセンター東静岡株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（四十七）レッドバロン福山株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（四十八）レッドバロン富山株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（四十九）レッドバロン静岡株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（五十）レッドバロン八戸株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（五十一）レッドバロン兵庫東株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（五十二）レッドバロン神戸東株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（五十三）レッドバロン小倉南株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（五十四）レッドバロン郡山株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（五十五）レッドバロン四日市株式会社
代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（五十六）レッドバロン新横浜株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（五十七）オートセンター京都南株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（五十八）レッドバロン松本株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（五十九）オートセンター鹿児島株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（六十）レッドバロン群馬株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（六十一）レッドバロン茨城株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（六十二）レッドバロン大垣株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（六十三）オートセンター東三河株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（六十四）レッドバロン佐世保株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字才勝八番地の一
（六十五）レッドバロン市ヶ尾株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（六十六）レッドバロン米子株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（六十七）レッドバロン奈良株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（六十八）レッドバロン横浜長者町株式会社
代表取締役　石岡　直樹
横浜市港南区日野五丁目二三番の三
（六十九）株式会社横浜オートマーケット
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（七十）レッドバロン徳山株式会社
代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（七十一）レッドバロン天白株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（七十二）レッドバロン茅ヶ崎株式会社
代表取締役　石岡　直樹
山形県酒田市こがね町二丁目一番地の二二
（七十三）レッドバロン酒田株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（七十四）レッドバロン小平株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（七十五）レッドバロン川越株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（七十六）レッドバロン岐南株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（七十七）レッドバロン金沢株式会社
代表取締役　石岡　直樹
熊本市中央区本山四丁目二番一〇号
（七十八）レッドバロン熊本株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（七十九）レッドバロン京都北株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（八十）レッドバロン一宮株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（八十一）レッドバロン津島株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（八十二）レッドバロン高松株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（八十三）オートセンター四国株式会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（八十四）オートセンター大阪東有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（八十五）レッドバロン春日井有限会社
代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（八十六）レッドバロン吹田有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（八十七）レッドバロン松山有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（八十八）レッドバロン平塚有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（八十九）レッドバロン宇都宮有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（九十）レッドバロン旭川有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（九十一）レッドバロン佐賀有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（九十二）レッドバロン盛岡有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（九十三）レッドバロン赤池有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（九十四）レッドバロン松戸有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（九十五）レッドバロン枚方有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（九十六）レッドバロン可児店有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（九十七）レッドバロン滋賀有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（九十八）レッドバロン与野有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（九十九）レッドバロン高山有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一〇〇）レッドバロン甲府有限会社
代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一〇一）レッドバロン大阪城東有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一〇二）レッドバロン横須賀有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一〇三）レッドバロン明石有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一〇四）レッドバロン安城有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一〇五）レッドバロン山科有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一〇六）レッドバロン小山有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一〇七）レッドバロン泉北有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一〇八）レッドバロン江戸川有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一〇九）レッドバロン鈴鹿有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一一〇）レッドバロン高井田有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一一一）レッドバロンミュンヘン有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一一二）レッドバロン流通店有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一一三）レッドバロン船橋十四号有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一一四）レッドバロン諏訪店有限会社
代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一一五）レッドバロン取手有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一一六）レッドバロン岡山中庄有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一一七）レッドバロン千葉本店有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一一八）レッドバロン四條畷有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一一九）レッドバロン福岡中央店有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一二〇）レッドバロン太田店有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一二一）レッドバロン鳥取有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一二二）レッドバロン彦根有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一二三）レッドバロン城陽有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一二四）レッドバロン前橋有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一二五）レッドバロン磯子有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一二六）レッドバロン春日部有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一二七）レッドバロン土浦有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一二八）レッドバロン富山高岡店有限会社
代表取締役　石岡　直樹

愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一二九）レッドバロン新居浜有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一三〇）レッドバロン川崎本店有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一三一）レッドバロン座間有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一三二）オートセンター広島有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一三三）レッドバロン新潟東有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一三四）レッドバロン石川有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一三五）レッドバロン宮崎有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一三六）レッドバロン柏有限会社
代表取締役　石岡　直樹
愛知県岡崎市大平町字市木二八番地
（一三七）レッドバロン山形有限会社
代表取締役　石岡　直樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の茨城県稲敷市犬塚字荒野原一六五九番二八他における太陽光発電事業、茨城県稲敷市犬塚字荒野原一六五九番三他における太陽光発電事業、茨城県稲敷市羽賀字都々山二二一六番他における太陽光発電事業及び茨城県稲敷市羽賀字粟津谷二一四七番他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）Ｇインフラ5号合同会社

代表社員　Ｇインフラホールディングス5号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ソーラーシューマン合同会社

代表社員　ソーラーシューマンホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の福岡県飯塚市鹿毛馬字奈女羅七七三番九における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）Ｇインフラ5号合同会社

代表社員　Ｇインフラホールディングス5号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ソーラーデルレイ合同会社

代表社員　ソーラーデルレイホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の鹿児島県南九州市頴娃町上別府三八二〇番二三他における太陽光発電事業及び鹿児島県伊佐市大口小川内字上場五一四番六他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ２２号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２２号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ブルースカイパワー1号合同会社

代表社員　ブルースカイパワー1号Ｈ一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の大分県宇佐市安心院町楢本字上ノ原六〇二番一他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ２２号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２２号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都港区南青山二丁目一三番二号サンライズ青山二Ｆ青山国際税理士法人内

（乙）ソーラーキジ合同会社

代表社員　ソーラーキジ一般社団法人

職務執行者　髙木　康行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の鹿児島県南さつま市加世田武田字狐塚一一九三五番一他における太陽光発電事業、鹿児島県伊佐市大口下殿字池ノ山一〇〇九番一一他における太陽光発電事業及び佐賀県唐津市肥前町赤坂字太田三一七番五他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ２２号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２２号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ソーラークローバー合同会社

代表社員　ＲＢソーラーライトホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の熊本県八代市二見本町字上原五三六番二他における太陽光発電事業及び熊本県八代市二見本町字馬場二四五九番一他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ２２号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２２号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都港区南青山二丁目一三番二号サンライズ青山二Ｆ青山国際税理士法人内

（乙）ソーラーケヤキ合同会社

代表社員　ソーラーケヤキ一般社団法人

職務執行者　髙木　康行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の熊本県宇土市住吉町字畑田七一六番一他における太陽光発電事業、長野県上伊那郡中川村片桐三六六四番他における太陽光発電事業及び三重県伊勢市前山町井戸谷七八一番他における太陽光発電事業及び鹿児島県伊佐市大口小川内字上場五一四番六における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ２３号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２３号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ブルースカイパワー1号合同会社

代表社員　ブルースカイパワー1号Ｈ一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の岩手県陸前高田市横田町字舞出四一番八他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ２３号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２３号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都港区南青山二丁目一三番二号サンライズ青山二Ｆ青山国際税理士法人内

（乙）ソーラーケヤキ合同会社

代表社員　ソーラーケヤキ一般社団法人

職務執行者　髙木　康行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の京都府亀岡市宮前町猪倉椿原九番一他及び福岡県鞍手郡小竹町新多字本入六〇〇番五一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十九日

千葉市中央区末広一丁目一七番一号

栗原建工株式会社

代表取締役　栗原　佑介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十九日

福井県鯖江市有定町一丁目六番二九号

株式会社東信自動車

代表取締役　宮本　幹成

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十九日

福井県鯖江市有定町一丁目六番二九号

株式会社マネジメント東信

代表取締役　大島　恒彦

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月二十一日までに当社にご提出下さい。

令和七年九月十九日

大阪市淀川区宮原一丁目一番一号

Magnachip Semiconductor株式会社

代表取締役　金　　潤鎬

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年九月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　さざんか特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十五億二千五百二十六万一千百七十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0049/index.html

令和七年九月十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｉｌｖｅｒａｄｏ特定目的会社

取締役　長尾　　誠

訂正公告

令和七年七月十四日（号外第一六一号）掲載の第五三期決算公告（枠組）中、金額の単位「〔金額（十円）〕」とあるは「〔金額（百万円）〕」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月十九日

山形県天童市大字久野本字日光一〇五九―四

最上電機株式会社

代表取締役社長　伊豆田智三

訂正公告

令和六年六月二十八日（号外第一五七号）掲載の無縁墳墓等改葬公告中、一　納骨堂名義人氏名欄の「須藤杏子」とあるは「首藤杏子」の誤りにつき訂正します。なお、納骨壇の使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本訂正公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

また、期日までにお申し出のない場合は、新納骨堂の合祀墓に改葬することになりますのでご承知ください。

令和七年九月十九日

福岡県三潴郡大木町大字横溝二三三八番地一

横溝地区共同墓地公園組合

組合長　野田　能昭

取消公告

令和七年六月三日（号外第一二二号）掲載の第一〇〇期決算公告（枠組）は取消します。

令和七年九月十九日

東京都新宿区新宿四丁目一番六号

オリエント時計株式会社

代表取締役　金澤　　宏

取消公告

令和七年八月二十六日（号外第一九二号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

令和七年九月十九日

北九州市八幡西区大平一丁目一二番三号

（甲）株式会社大徳

代表取締役　近藤　俊徳

北九州市八幡西区市瀬三丁目一番二一号

（乙）有限会社ダイトク

代表取締役　近藤　大樹

正誤

ページ	段	行	誤	正
三七	下	二〇	終りから一	付録
四六	〃	一	付録	附録
四三	〃	一	〃付録第四号	附録第四号

令和七年九月一日（号外第百九十七号）文部科学省告示第七十一号（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件）（原稿誤り）

一五	一一	限る。	限る。